

資料2-1

地域がん登録について

栃木県の地域がん登録①

目的

県内のがん患者の罹患、受療状況、生存率等を把握するとともに、得られた情報をがん対策の立案及び評価に活用する

根拠：老人保健法、健康増進法



⇒ 平成5(1993)年から事業を実施

栃木県の地域がん登録②

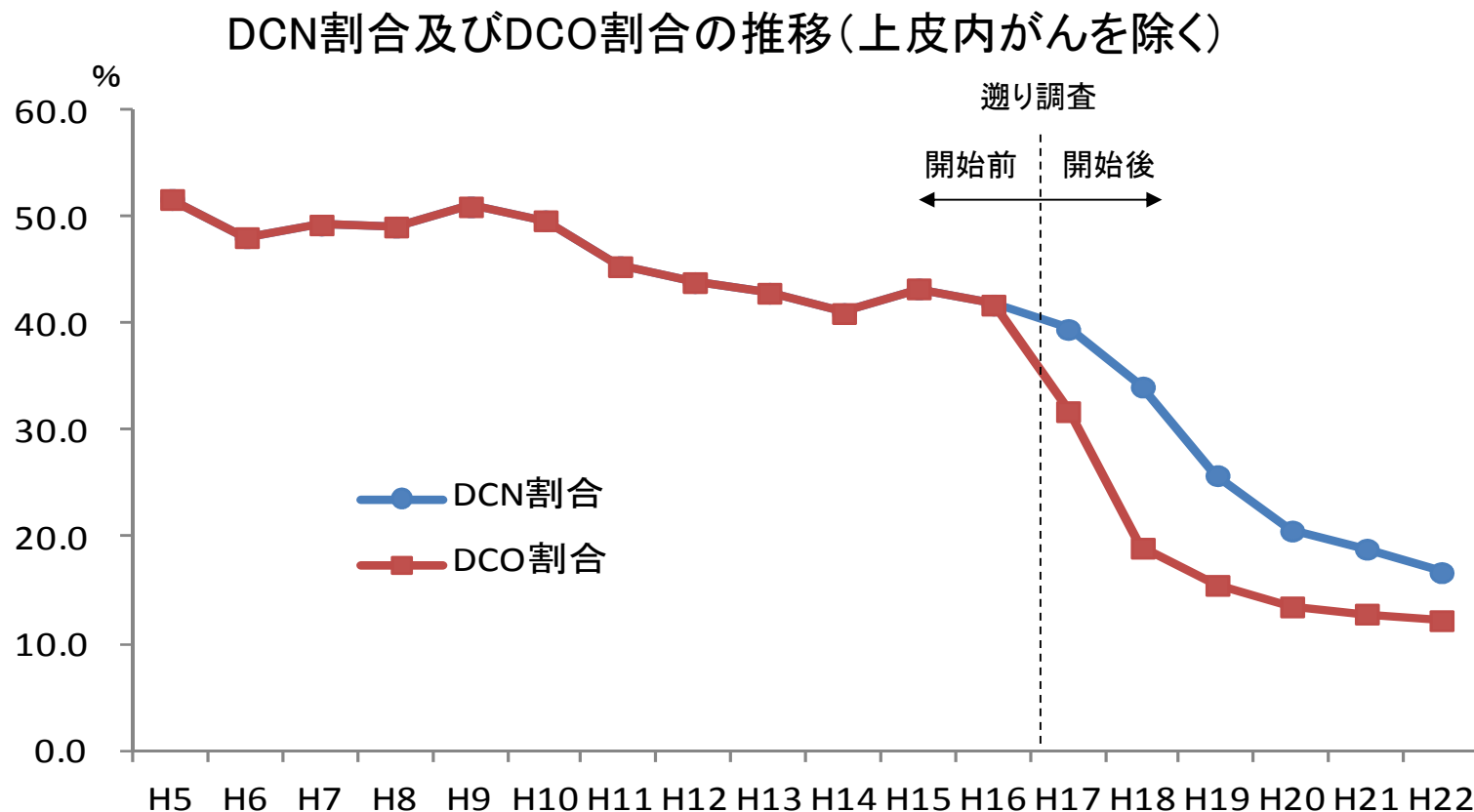


栃木県の地域がん登録③

罹患数の計測方法



栃木県の地域がん登録④



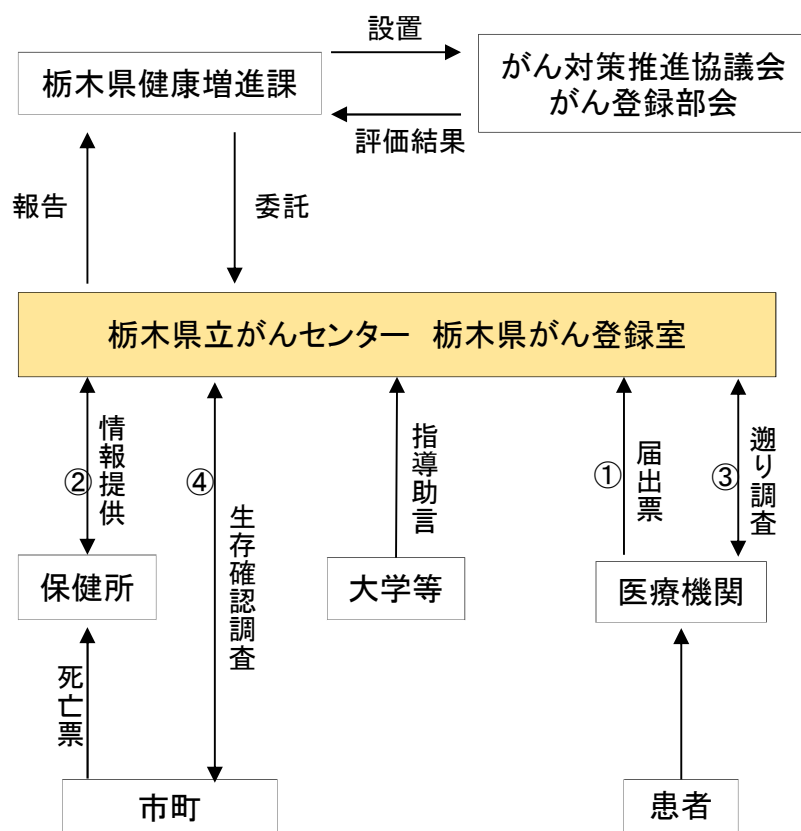
H27(2015)のDCN割合は10.4%、DCO割合は7.5%

関係者の尽力により[登録精度が向上](#)

⇒ 生存率の国際調査や国際的ながん研究に採用されるまでに至る 5

地域がん登録の流れ

栃木県地域がん登録事業体系



①届出票の内容をデータ化し、整理・登録

②死亡小票の内容をデータ化・整理し、既登録データと照合する。

③がんによる死亡で、一定期間届出のない症例について、死亡診断書を作成した医療機関に届出を促す調査を実施し、結果を登録(遡り調査)

④登録後、一定期間が経過した時点で生死に関する情報を得られていない症例について、県内市町に対し当該患者の生存の有無に関する情報提供を依頼し、結果を登録(生存確認調査)

地域がん登録の利用・提供状況

①栃木県がん実態調査報告の作成

県内のがん罹患状況、生存率等を集計し、報告書を作成することで、
栃木県のがん対策・がんに関する情報の普及啓発等に活用

※ 参考資料2参照 平成28(2016)年症例からは全国がん登録データを活用

②全国がん罹患モニタリング集計調査(MCIJ)への協力

がん罹患の実態把握と地域がん登録の精度管理を目的として、国立
がん研究センターが各都道府県のがん罹患情報を収集

③がんに関する各種研究への活用

がん生存率に関する国際調査、疫学分野での研究等に活用

情報の利用・提供に係る意見聴取

地域がん登録情報の利用・提供にあたっては、申請の適切性等を審査するため、栃木県地域がん登録事業実施要綱及び栃木県地域がん登録情報管理要領に基づき、第3者機関の意見を聴くこととしている。

○平成5(1993)年～

栃木県がん登録委員会における意見聴取

○平成28(2016)年～平成29(2017)年

栃木県がん登録等審議会における意見聴取

○平成30(2018)年～

栃木県がん対策推進協議会がん登録部会における意見聴取

地域がん登録情報の利用・提供に係る包括承認

利用申請の度に審議会の意見聴取



定例的、利用・提供に疑義が生じない次の事案については、包括的に承認し、申請の度に審議会の意見聴取を行わないこととする。

- ① 県が県内のがんの分析、県民への普及啓発を行うための利用
- ② 研究実績のある者による、既に提供実績のある研究のための利用

※平成30年1月24日第3回栃木県がん登録等審議会で承認

包括承認事案は、承認後審議会に事後報告を行う。

今年度の利用・提供①

包括承認に該当する事案

1 がん検診精度管理支援事業

1市の胃がん検診の受診記録と栃木県地域がん登録の胃がん登録情報を照合することで、がん検診の感度、陽性反応適中度、特異度等を把握することを目的とする。

実施主体：栃木県

⇒ 平成30(2018)年7月3日 承認

2 全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ)

国立がん研究センターが毎年、がん罹患の実態把握と地域がん登録の精度管理を目的として各都道府県のがん罹患情報を収集する。

実施主体：国立がん研究センター 全国がん登録室長 松田 智大

⇒ 平成30(2018)年8月21日 承認

今年度の利用・提供②

3 地域がん登録に基づく登録率補正罹患推移を用いたがん罹患 リスクの定量評価

がん罹患に関連する因子が、がん罹患推移の増減に与える影響を定量的に評価することを目的とする。

承認期間の延長：平成28年7月から平成31年3月までを
平成32年3月までに延長

実施主体：国立がん研究センター研究員 堀 芽久実

⇒ 平成30(2018)年9月14日 承認